

健康事業所宣言のメリット

その④

協会けんぽによる 無料の健康づくり支援

- レッツエンジョイエクササイズ
- 健康教育支援
- 食生活改善指導
- 職場の禁煙支援
- メンタルヘルス対策

その①

「健康事業所宣言認定証」の贈呈

○「健康事業所宣言」へエントリーされた事業所には、全国健康保険協会徳島支部より「健康事業所宣言認定証」を送付いたします。

メリット

その③

事業所のイメージアップ

- 社内・社外のイメージ向上
- 企業ブランド価値の向上

その②

事業所名称と事業所所在地を 支部HPに掲載

○事業所名称と事業所所在地について徳島支部HPに掲載します。

さらに

株式会社 徳島銀行による

金利優遇があります。

全国健康保険協会徳島支部は、平成29年1月17日に株式会社徳島銀行と業務連携・協力に関する協定書を締結いたしました。

これにより、株式会社 徳島銀行の「とくぎんとモニ成長戦略ファンド」により所定金利より最大年「0.2%の金利優遇」を受けることが可能です。

※詳細については徳島銀行本支店にお問い合わせ願います。

※ご融資の際には、株式会社 徳島銀行様の所定の審査がございますので、健康事業所宣言認定証を受けたから必ずご融資を受けられるとは限りません。

健康事業所宣言の手順

手続きは簡単

事業所名称 御中
健康事業所宣言認定証
御社が下記の項目について、健康づくりのために取組むことを宣言されたことについて認定いたします。
<input type="checkbox"/> 健診の受診・重症化の予防
<input type="checkbox"/> 従業員の健康づくり
平成〇〇年〇〇月〇〇日
全国健康保険協会徳島支部 支部長 三木 誠 印
全国健康保険協会 徳島支部 審査員 〇〇

③ 協会けんぽより、「健康事業所宣言認定証」が送付される。

② 必要事項を記入※し、協会けんぽあてにFAXにて送付。

① エントリーシートをダウンロードし取組み項目を決める。

※必須項目である「健診の受診・重症化予防」につきましては、生活習慣病予防健診を利用しておらず、協会けんぽに健診データを提供していない場合は、必ず協会けんぽへの健診データを提供いただく必要があります。

※必須項目である「従業員の健康づくり」につきましては、従業員の健診受診後の協会けんぽの保健師や管理栄養士による特定保健指導の受診機会の提供などが対象となります。

※エントリー後に虚偽の申請や一切取組みが無い場合には認定取消となる場合があります。

○エントリーしたらそれで終わりではありません○

取組みを続けていただき、その取組みが定着したら、新たな取組みにチャレンジし、従業員が健康になり、いつも笑顔のより良い職場を！！

2月末になったら取組結果報告書（自己採点式の簡単な様式です）を送付いたしますので、報告していただく点数によりランク付けされた「優良健康づくり事業所認定証」を送付いたします。